様式第1号(第2条関係)

|  |
| --- |
| 基本方針確認書年　　月　　日　　(宛先)所管行政庁　箕面市長(法人にあっては名称及び代表者の氏名)申請者　住所　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印　　　申請に係る低炭素建築物新築等計画は、下記のとおり都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号)に照らして緑地の保全への配慮が適切であることを確認しました。記　建築物の位置(地名地番)　1　都市緑地法 |
| 　 | 　 | 内容 | チェック欄 | 　 |
| (1) | 認定に係る建築物の敷地の位置は、緑地保全地域、特別緑地保全地区若しくは緑化地域に該当しない又は緑地協定がない。 | □ |
| (2) | 低炭素建築物新築等計画は、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は緑地協定に関する制限の内容に適合している。 | □ |
| 　2　生産緑地法 |
| 　 | 　 | 内容 | チェック欄 | 　 |
| (1) | 認定に係る建築物の敷地の位置は、生産緑地地区に該当しない。 | □ |
| (2) | 低炭素建築物新築等計画は、生産緑地地区に関する制限の内容に適合している。 | □ |
| 　3　建築基準法又は条例 |
| 　 | 　 | 内容 | チェック欄 | 　 |
| (1) | 認定に係る建築物の敷地の位置は、緑地の保全に関する制限等の内容が含まれる建築協定地区又は条例で規定する地域若しくは地区等に該当しない。 | □ |
| (2) | 低炭素建築物新築等計画は、建築協定地区又は条例による緑地の保全に関する制限等の内容に適合している。 | □ |
| 　4　都市計画法 |
| 　 | 　 | 内容 | チェック欄 | 　 |
| (1) | 認定に係る建築物の敷地の位置は、都市施設である緑地の区域に該当しない。 | □ |
| 　(注意)　1～4の各表に1つずつチェックがなければ、認定できません。また、1～3の表の第2号にチェックした場合にあっては、根拠を示す資料を添付してください。 |